

令和元年6月10日

各大学学長 様

広島市長
(健康福祉局介護保険課)

高校生・大学生介護体験事業の周知及び申込取りまとめについて（依頼）

介護を担う人材は、今後の高齢化の進展に伴う需要の増加に供給が追いつかず、2025年には全国で34万人、広島県では6千7百人と、大幅に不足することが見込まれています。こうした課題に対応するため、本市では、これから社会を支えていく若い世代が早くから介護に関する理解を深め、将来、社会を担う年代になった時に、介護の仕事に就くことが選択肢のひとつになるとともに、こうした世代を中心に、介護の仕事の社会的評価が高まる環境をつくることを目的に、介護施設等での職場体験の機会を提供する「高校生・大学生介護体験事業」を実施します。

本事業は、広島市内で特別養護老人ホーム等を運営する法人により構成される公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に委託し、申込の受付、受入先施設の調整等の事務全般は、同連盟において取り扱います。

つきましては、本事業に関する貴学学生への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 ポスターの掲示及びチラシの配布

貴学学生への周知を図るため、学内掲示板等にポスターを掲示いただくとともに、チラシを就職支援窓口等へ備え、関心のある学生へ配布してください。

なお、大学生の申込は、個人又はグループ単位で直接連盟に提出していただくこととしていますので、学生からの相談があった場合は、連盟に問い合わせいただくよう御指導ください。

2 申込期限 夏休み期間中随時（※但し、希望日の概ね2週間前まで）

3 受入先施設の通知について

連盟にて受理した希望先の施設等と調整を行い、申込者に直接連絡します。

4 その他

(1) 参加者には連盟が加入する普通傷害保険及び賠償責任保険の適用がありますので、実習中（行き帰りも含む）に怪我をしたとき、又は怪我をさせたときは保険金が支払われます。（保険料の自己負担は生じません。）

(2) 参加者に対する給与、交通費及び食費等の支給はありません。

【同封物】

- ・ポスター 1部
- ・チラシ 30部
- ・受入対象施設一覧表 30部
- ・申込用紙 30部
- ・体験事業の手引き 30部

※今回お送りしたポスター・チラシ等は、申込期間が過ぎて不要となった場合、また申込がなかった場合は、お手数ですが貴校にて処分していただきますようお願いいたします。

【担当】 介護保険課 小林
Tel (082) 504-2173